

# 介護保険

介護保険制度は、社会全体で「介護」を支え合うしくみとしてスタートしてから4年が経過し、この間、介護が必要な方に、さまざまなサービスをご利用いただいております。

今後も、円滑なサービスの提供とサービス内容の向上をめざし、介護が必要となった方が、いつでも適切なサービスを利用していただけるよう、介護保険や生活支援事業についてお知らせしますので、お気軽にご相談ください。

## 介護保険のしくみ



### 介護保険ってどんな制度なの？

介護保険は、町が保険者となり、みんなで支えていく制度です。全体の費用のうち半分を保険料として40歳以上の方に納めていただき、残りを国・県・町からの公費負担で賄います。そして介護が必要となったときにサービスが利用できるしくみです。



### どんな人が利用できるの？

65歳以上の第1号被保険者の方と40歳から64歳までの第2号被保険者で、寝たきりや痴ほうなどにより介護が必要になった方です。ただし、第2号被保険者は初老期の痴ほうなどの特定疾病が原因で同様な状態となった方が対象となります。



### 利用料はいくらなの？

原則として受けたサービスの費用の1割を負担します。施設に入所した場合はそのほかに食費の負担があります。なお、同じ月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額が一定額を超えたときは、「高額介護サービス費」として後から支給されますよ。



介護保険に関する、お悩みやご相談などがありましたら、お気軽にお電話ください。  
長寿介護課 ☎ 5 - 7790

## 介護保険で

## 快適・安全な住宅生活を！

要介護状態区分にかかわらず、定額の基準限度額の範囲内で受けられる「福祉用具の購入」と「住宅の改修」についてお知らせします。

### 福祉用具の購入

自立を支援するため次の福祉用具を購入した場合に対象となります。支給限度基準額は1年間を単位として10万円です。

- \* 腰掛けの便座
- \* 特殊尿器
- \* 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽内手すりなど）
- \* 簡易浴槽
- \* 移動用リフトのつり具部分

### 住宅の改修

次の小規模な住宅の改修が対象となります。支給限度基準額は、原則20万円です。

- \* 廊下や階段、浴室などへの手すり設置
- \* 床などの段差解消、スロープ設置
- \* 滑り防止の床材・塗装材の変更
- \* 引き戸などへの扉の取替え
- \* 洋式便器への取替

## 介護保険サービス利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスや施設介護サービス（食費を除く）と福祉用具購入・住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

**対象者** 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など

**助成内容** 利用者負担の1/2（ただし、居宅サービス費と施設サービス費にあっては高額サービス費算定基準額の1/2を限度とします。）



〜頼りになります〜 ケアマネジャー

安心して介護保険のサービスを利用できるようお手伝いする専門家がケアマネジャーです。「認定を受けたがどうしてもわからない」「こんな時、相談の窓口となってくれる強い味方です。お気軽にご相談ください。」



## ホームヘルパーの資格取得を支援します

介護が必要な高齢者の日常生活の手助けを行う、ホームヘルパーの資格を取得する際、受講費用の一部を補助しています。

介護の仕方を習い、ホームヘルパーの資格を取得しようとする方は、ぜひこの制度をご利用ください。

**対象者** 現在、介護が必要な方を在宅で介護している方や、以前に介護していた経験のある方

**対象講座** 2級・3級ヘルパー養成研修

**対象経費** 受講料のみ（テキスト代、実習費は除く）

**補助金額** 1件あたり3万円を上限とします。

## 介護保険対象外の方々へのサービス

介護保険制度の要介護認定の結果、「非該当（自立）」と認定された方などのうち、在宅生活で援助が必要な方を対象に、介護保険制度とは別に次の福祉サービスを行います。

**生活支援ホームヘルプサービス**  
ホームヘルパーによる調理・衣類の洗濯・居室の掃除など日常生活の援助を受けることができます。

**生活支援短期入所サービス**  
箱根老人ホーム内で、生活指導や入浴・給食などのサービスを受けることができます。

一時的に在宅での介護ができなくなったときに、町が委託している特別養護老人ホームに入所することができます。



## 介護保険で利用できるサービス

**在宅サービス**  
（要介護認定の結果「要支援」以上の認定を受けた方が対象）  
自宅を訪問するサービス  
\* 訪問介護（ヘルパーの派遣）  
\* 訪問看護（看護師の派遣）  
\* 訪問リハビリテーション（専門職の訪問）  
\* 訪問入浴介護（入浴サービス業者の訪問）  
\* 居宅療養管理指導（医師などの訪問指導）  
日帰りのサービス  
\* デイサービス（特別養護老人ホームなどでの通所介護）  
\* デイケア（老人保健施設などでの通所リハビリ）  
ショートステイ  
\* 特別養護老人ホームや老人保健施設への短期入所  
福祉用具の貸与・購入、住宅改修  
\* 車椅子などの貸与や入浴用のいすの購入費の支給  
\* 手すりの取り付けなどの住宅改修費の支給

**施設サービス**  
（要介護認定の結果「要介護1」以上の認定を受けた方が対象）  
\* 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
\* 介護老人保健施設（老人保健施設）  
\* 介護療養型医療施設（介護職員が十分に配置された医療施設）などへの入所、入院

## 介護保険の申請からサービス利用まで

